

地域の会第159回定例会 資料

平成28年9月7日
原子力規制委員会
原子力規制庁

資料1：前回定例会（8月3日）以降の原子力規制庁の動き

資料2：委員ご質問への回答

前回定例会（8月3日）以降の原子力規制庁の動き

平成28年9月7日
柏崎刈羽原子力規制事務所

【原子力規制委員会】

- 8月3日 第26回定例会
 - ・平成28年度第1四半期の保安検査の実施状況について
- 8月24日 第27回定例会
 - ・実用発電用原子炉に係る新規制基準の考え方について
- 8月31日 第29回定例会
 - ・「炉内等廃棄物の埋設に係る規制の考え方について（案）」に対する意見募集の結果及び今後の検討の進め方等について（案）

【柏崎刈羽原子力発電所 6・7号炉 審査状況】

- 8月3日 ・新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（392）
- 8月4日 ・新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（393）
 - ・新規制基準適合性審査の進め方に係る意見交換（79）
- 8月15日 ・新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（394）
- 8月16日 ・新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（395）（396）
- 8月17日 ・新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（397～399）
- 8月18日 ・新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（400）
- 8月19日 ・新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（401～403）
- 8月24日 ・新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（404～406）
- 8月25日 ・新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（407）
 - ・新規制基準適合性審査の進め方に係る意見交換（80）
- 8月26日 ・新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（408、409）
- 8月29日 ・新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（410）
 - ・新規制基準適合性審査の進め方に係る意見交換（82）
- 8月30日 ・第395回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合（地震による損傷の防止について 他）
- 8月31日 ・新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（411）

【被規制者等との面談】

- 8月5日 ・保安検査に活用する安全に係る指標の収集予定について
- 8月17日 ・原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の改正に伴う発電用原子炉設置許可申請に関

する事業者とのヒアリング

- ・日本鑄鍛鋼株式会社製鍛造鋼の健全性に関する面談

【規制法令及び通達に係る文書】

- 8月 4日 ・平成27年7月22日、平成27年10月23日、平成27年12月2日、平成28年3月3日及び平成28年5月13日付けで申請された柏崎刈羽原子力発電所に係る溶接安全管理審査の結果及び評価結果を通知
- 8月16日 ・柏崎刈羽原子力発電所の設置変更許可申請書を受理
- 8月24日 ・仏国原子力安全局で確認された原子炉容器等における炭素偏析の可能性に係る調査について、事業者に一般指導文書を手交
- 8月25日 ・ボイラー・タービン主任技術者選任又は解任届出書を受領
- 8月26日 ・柏崎刈羽原子力発電所の原子炉施設保安規定変更認可申請書を受理
- 9月 2日 ・発電用原子炉設置者から仏国原子力安全局で確認された原子炉容器等における炭素偏析の可能性に係る調査に関する報告書を受領

【柏崎刈羽原子力規制事務所】

- 8月15日 ・平成28年度第2回保安検査（保安規定の遵守状況の検査）の実施
実施期間：平成28年9月5日（月）～平成28年9月16日（金）
検査項目：（1）マネジメントレビューの実施状況（本社検査）
（2）発電所長レビューの実施状況
（3）内部監査の実施状況
（4）安全対策工事に係る業務の計画及び実施の状況
（5）緊急時の措置の実施状況

【放射線モニタリング情報】

原子力規制委員会は、放射線モニタリング情報を「原子力規制委員会ホームページ」（<http://radioactivity.nsr.go.jp/ja/>）にて発表している。

直近の主な更新情報は下記のとおり。

① 各都道府県のモニタリングポスト近傍の地上1m高さの空間線量

<平成28年9月7日版>（平成28年9月6日測定分）

http://radioactivity.nsr.go.jp/en/contents/12000/11406/24/192_201600906_20160907.pdf

② 福島第一原子力発電所近傍の海水の放射能濃度

<平成28年9月6日版>（試料採取日：平成28年9月4日）

http://radioactivity.nsr.go.jp/en/contents/12000/11405/24/278_1_20160906.pdf

以上

委員ご質問への回答

平成28年9月7日
柏崎刈羽原子力規制事務所

高桑委員ご質問（原子力災害対策指針について）

- ①複合災害を考慮した指針の見直しについて、6月の定例会で「見直すということはあると思うが、どういうスケジュールで、どこを見直す、ということについて、今お答えできない」とのことでしたが、その後見直しの動きはどうなっていますか。
- ②原子力規制委員会の任務は「国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資するため、原子力利用における安全の確保をはかること」になっています。
規制委員会の指針をもとに自治体が作成した防災計画が「住民の生命、健康及び財産の保護」を実現できるものとなっているのか審査することは、規制委員会の任務ではないでしょうか。防災計画の審査が任務でないなら、その理由はなんですか。

規制庁回答

質問①

○原子力災害対策指針は、必要に応じて見直しを行うことはありますが、その基本的な位置づけは、原子力災害対策として実施すべき措置に関する基本的な事項等を定めるものであり、具体的な避難等のあり方については、各々の地域の実情等を踏まえて、各々の自治体で策定される地域の避難計画の中で具体化していくこととなります。

現時点では、原子力災害対策に関する観点から複合災害を考慮して原子力災害対策指針を見直す状況にはないと認識しています。

【参考】地震等により家屋に居住困難になった状態で原子力災害により屋内退避が必要になった場合の対応の整理について

○原子力災害となった場合には、放射性物質放出前にP A Z（概ね5 k m圏内）は即時避難、U P Z（概ね30 k m圏内）は屋内退避、U P Z外では事態の進展等に応じて屋内退避を一定範囲に拡張することとしている。

- その中で、地震等の自然災害により家屋が倒壊したり、相次ぐ余震の発生により屋内避難が困難であるような場合には、自治体により設定される近隣の避難所等にて、まずは屋内退避を実施することになる。
- その上で、地震等の影響により近隣の避難所での屋内退避の継続が困難になった場合には、地震等による影響がない避難所に移動し、避難先で引き続き屋内退避するなど状況に応じた柔軟な対応が行われることとなる。

質問②

- 原子力規制委員会は、自治体等が原子力災害対策を円滑に実施するために、原災法に基づき原子力災害対策指針を定めています。しかしながら、自治体が策定する地域防災計画について、法的に意見を言える立場ではありません。
- 一方で、現在は、地域防災計画の策定にあたり、当初から政府がきめ細かく関与し、最終的には総理を議長とし、原子力規制委員長も参画する「原子力防災会議」で国として了承する仕組みとなっています。その際、原子力規制委員会は、地域防災計画が原子力災害対策指針に沿った「具体的で合理的」なものなのか意見を述べることを求められています。
- 原子力規制委員会としては、専門的・技術的観点から、与えられた役割をしっかりと果たしてまいります。